

## 告 示

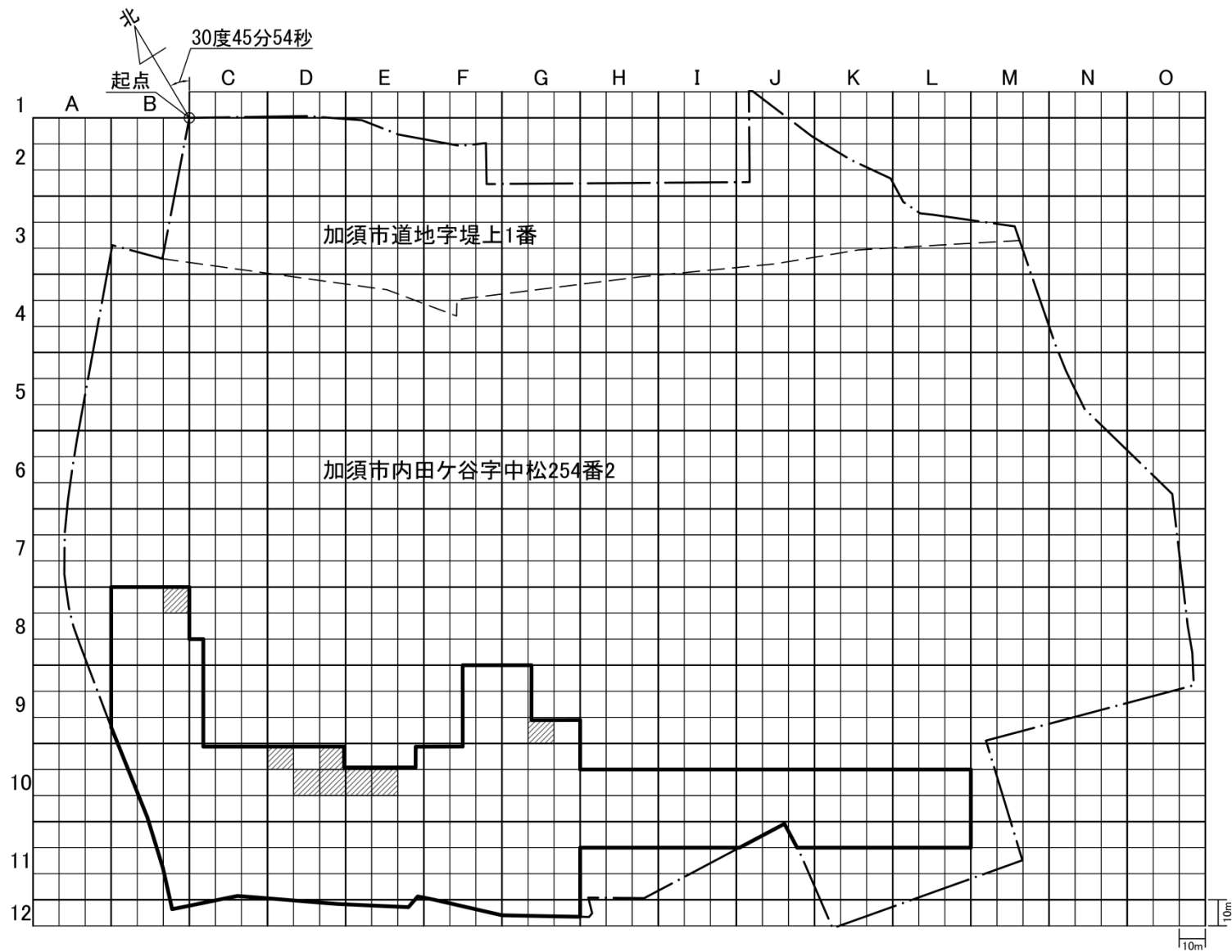
### 埼玉県告示第千三百十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県加須市内田ヶ谷字中松二百五十四番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物



別図

- 凡 例
- 筆境界
  - .- 敷地境界
  - 調査対象地
  - ▨ 形質変更時要届出区域に指定する区画

起 点  
 起点は、加須市道地字堤上1番の最北端とする。

格子の回転角度  
 30度45分54秒